

(1) 新規自営就農者の確保

1. 取組の必要性（背景）

- 島根県の農業就業人口は平成22年から平成27年の5年間で23%減少しており、平均年齢が既に70歳を超えている状況では、今後も農業就業者の減少は避けられません。
- また、島根県農業が維持・発展していくためには、このような就業者の年齢構成の偏りを度外視してもなお、
 - ・米などの土地利用型作物については、農地の集積を進めた上で年間10人程度
 - ・施設園芸、畜産では、販売額1,000万円を基準として年間50人程度の新たな担い手（新規就農者）が必要と試算しています。
- これに対して現状では、新規就農者の中で自営就農者の割合が約3割、中でも今後中核的な担い手として期待される認定新規就農者は毎年30人前後と、必要数に対して大きく不足している状況です。
- 今後はUターン者も含めた新規自営就農者の確保・育成に軸足を置き、自営就農者を安定的に確保するとともに就農後の経営発展に向けた支援を強化していくことが、島根県農業の持続的な発展に不可欠です。

■ 農業就業人口と平均年齢の推移



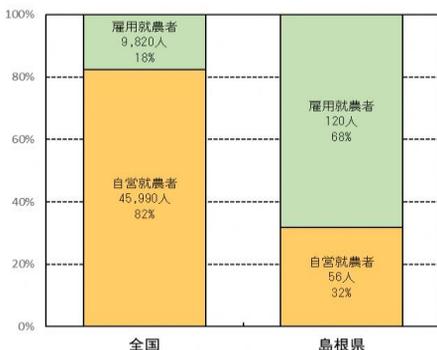
農業就業人口：16歳以上の世帯員（平成7年以降は15歳以上の世帯員）のうち、自営農業のみに従事、または自営農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人数。

■ 今後必要となる新規就農者数

品目	視点	1経営体の姿	必要な経営体数	年間確保数
米（水田）	農地	30ha以上	約450	10
園芸	産出額	販売額1,000万円以上	約2,000	45
畜産	産出額	販売額1,000万円以上	約230	5

年間60名の認定新規就農者を確保

■ 自営就農者数の全国との比較(H30)



出典：全国は農林水産省「平成30年新規就農者調査」
島根県は平成30年農業経営課調べ

■ 新規就農者に占めるUターン者数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
新規自営就農者数	59	48	48	40	56
うちUターン者数	30	18	28	27	29
うち認定新規就農者数	24	9	19	19	11
うち半農半X等就農者数	6	9	9	8	18

出典：農業経営課調べ

2. これまでの進め方の課題

- 自営就農は雇用就農と異なり、農地、施設や生産技術、販売・販路など様々な経営上の考慮事項があり、これらをセットできなければ容易には就農に踏み切れません。
- 県ではこれまで、確保すべき就農者について雇用就農・自営就農を合わせた総数での目標設定（年180人以上）をしてきており、地域の農業を活性化するために自営就農者をどれだけ確保・育成すべきかという視点を欠いてきました。
- この結果、
 - ① 就農相談等で用いる資料も支援施策の一覧に留まり、実際の経営がイメージできる経営モデルや研修体系、具体的な農地の情報などが不足していた
 - ② 就農に向けた研修を担うべき県立農林大学校では、自営就農に特化したコース分けを行わず、社会人経験者、Uターン者等に対しても体系立った技術指導や経営管理指導を行う体制が整っていなかった
 - ③ 自営就農を志向する者が一旦農業法人等に就職して独立の準備を模索しているという実態があるにもかかわらず、そのフォローが不十分だった
 など、自営就農者を増やすためのきめ細かな対応が不足していました。

■施設園芸の初期投資(H28～30平均)

	規模	事業費
平均	5.2a	5,032千円
最高	15.6a	36,298千円

出典：農業経営課調べ

※県単独事業では、事業費の最大1/3（上限1,000万円）を助成。

■認定新規就農者の販売額の状況

〔平成30年度
経営開始3～5年目〕

販売区分	300万円未満	300～500万円未満	500～1000万円未満	1000万円以上
人数	26人(38%)	18人(26%)	15人(22%)	10人(14%)

出典：農業経営課調べ

■農林大学校生の進路別人数の推移

	自営農業	雇用就農	研修	関連産業	その他	計
H26	5	5	2	5	4	21
H27	1	18	1	5	4	29
H28	2	9	2	9	1	23
H29	4	10	1	1	1	17
H30	2	15	3	10	3	33
平均	13%	46%				

■新規自営就農者に占める認定新規就農者の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	平均
新規自営就農者数	59	48	48	40	56	50
うち認定新規就農者	43	30	31	26	25	31

出典：農業経営課調べ

3. 今後の進め方のポイント

(1) 就農相談会等への取組強化

新規自営就農者の半数がU・Iターン者であり、新規就農者確保のためには、今後とも県外で開催されるU・Iターンフェア等での就農促進活動が重要です。

これまで以上の就農相談者を確保していくため、国が主催する就農相談会だけでなく、民間会社が主催する就農相談会への積極的参加や、先輩U・Iターン者による就農相談など、取組を多様化していきます。

〈就農相談会の状況〉



(2) 包括的就農パッケージの充実

就農相談者に対して提供してきた、支援策を中心とした情報を見直し、

- ・ 就農に必要な投資や所得水準等が分かる経営モデル
- ・ 借入れ可能な農地や手配可能な住居の具体的な情報
- ・ 農林大学校を組み入れた研修体系など、研修から就農、その後の経営、生活までをイメージできる「包括的就農パッケージ」の作成を全市町村で必須の取組とします。

〈包括的就農パッケージのイメージ〉

(3) 農林大学校の機能強化

農林大学校では令和2年度から定員やカリキュラムの見直しを行い、農林高校等とも連携しながら、自営就農者の確保に向けた機能強化を進めていきます。

- ① 2年制の農業科では、定員を30名から40名に増やすとともに、2年時から自営就農に特化した「就農準備コース」を新設し、栽培技術の習得だけでなく、農業経営に必要な財務管理、労務管理、マーケティング等に係る教育を強化していきます
- ② 社会人経験者やU・Iターン者等で速やかな就農を希望する方を対象に「短期農業経営者養成科」を新設し、自営就農に必要な座学の集中的な実施や現地での栽培研修も取り入れながら、速やかな就農が可能となるよう支援を行っていきます
- ③ 卒業後直ちに営農を開始できるよう、就農計画の策定、事業を活用したリースハウスの整備などの支援を行っていきます
- ④ 雇用就農のニーズも踏まえ、一旦農業法人に雇用された後、将来的に独立して農業経営を開始する希望を持っている方を伴走支援していきます

	修業年限	定員	備考
農業科	2年	40名	2年時から「就農準備コース」を設置
短期農業経営者養成科	1年	5名	



農林大学校のすべてのハウス(36棟1.2ha)で環境モニタリング装置を完備

財務管理、労務管理等法人経営に必要な知識の習得

(4) 雇用から自営就農への支援

農業法人に雇用され、その後自営就農を目指す方を対象に、独立自営までの伴走支援を行います。

新規就農者の育成に理解のある農業法人と県が「担い手育成協定」を締結し、法人に雇用就農して経験を積んだ上で自営就農できるよう、法人と連携しながら支援を行います。

これまでに13の農業法人等と協定を締結し、新規就農者の育成に向けた取組を開始したところです。

今後、この取組に協力する農業法人を更に増やし、雇用就農からの円滑な自営就農が進むよう取り組んでいきます。

県と「担い手育成協定」を締結した農業法人を紹介するパンフレット

(5) 経営発展のための支援

経験に基づかなくても、新規就農者が円滑に経営発展できるよう、環境モニタリング設備等の導入を積極的に支援し、ICT技術を活用したデータに基づく栽培管理の導入を新たに進めます。

また、就農時の投資を軽減する観点から、個人でも機動的に取り組むことができる小規模なリースハウスやリース牛舎を活用し、早期の経営安定が可能となるよう支援します。

特に農林大学校生については、令和2年度から、在学中に施設整備が可能となる仕組みを整備したところであり、卒業と同時に経営が開始できるようになりました。



[リースハウス]

(6) 経営発展のためのサポート体制の充実

新規就農者の抱えている課題を把握し、経営発展を支援するため、県の普及組織、市町村、JA等関係機関で構成する「サポートチーム」により経営改善支援を行ってきました。

新規就農者の抱える課題は様々であり、関係する機関も多岐にわたりますが、それぞれの新規就農者の経営を全体的にマネジメントするコーディネーター(県普及職員)を新たに配置することで、包括的なサポートを行っていきます。

4. 5年後の目指す姿

成果指標	農林大学校で認定新規就農者を年間20人以上確保(過去5年平均:3人) (卒業後一旦雇用就農を経て自営就農する者を含む)
	雇用就農からの認定新規就農者を年間20人以上確保(平成30年:5人)
	U I ターンの認定新規就農者を年間30人以上確保(過去5年平均:16人)



● 認定新規就農者を毎年60人以上確保(現状30人程度)するとともに、認定新規就農者の8割で就農5年以内に販売額1,000万円を達成

内訳(目安)

- ・土地利用型農業:10人(集落営農の従事者を含む)
- ・園芸:45人
- ・畜産(肉用牛繁殖等):5人